

一般廃棄物処理業許可証

住 所 一関市東山町田河津字野土81番地2
 氏 名 有限会社中村解体
 代表取締役 中村 みゆき

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

令和6年3月21日

一関地区広域行政組合
 管理者 一関市長 佐藤 善仁



許可の年月日	令和6年4月1日
許可の有効期限	令和8年3月31日
一般廃棄物処理業の許可の種類	一般廃棄物処分業 一般廃棄物（ごみ）処理 木くず 中間処理（破碎） コンクリート破片その他これに類する不要物（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る） 中間処理（固定式及び移動式破碎）
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 処分業を行うことができるごみは、一般廃棄物（木くず、コンクリート破片その他これに類する不要物（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る））とする。 2 いずれの種類においても、区域外からの搬入については、発生する市町村からの事前協議書等の提出を受け、管理者が受入可能と判断したもの以外は受入処理できないものとする。 3 使用する施設若しくは設備については、令和6年2月20日付けの許可申請書に記載の施設若しくは設備とし、変更する場合はその都度届出をすること。 4 処理基準及び保管基準を遵守し、施設点検を怠らず飛散防止並びに騒音、振動、放流水の水質保全などの公害発生防止に努めること。 5 産業廃棄物との混合処理は禁止する。 6 処理後の一般廃棄物の処分方法が廃棄物処理となる場合は、必要に応じ処分先市町村等との協議を行うこと。
許可の更新変更の状況	平成24年4月9日 一関地区広域行政組合新規許可 一般廃棄物処分業 平成26年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物処分業

(以下、裏面記載)

許可の更新
変更の状況

平成28年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可	一般廃棄物処分業
平成30年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可	一般廃棄物処分業
令和2年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可	一般廃棄物処分業
令和2年9月30日	代表者及び役員の変更	
令和4年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可	一般廃棄物処分業
令和6年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可	一般廃棄物処分業